

生活保護法による介護扶助
(中国残留邦人等支援法による介護支援給付)

の手引き

(指定介護機関用)

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課

ごあいさつ

このたび生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定介護機関として、被保護者等への介護サービス給付についてご協力をいただくことになりました。

ご承知のとおり、「生活保護法」は、国民の最低生活を保障する制度であり、年金、保険制度と並んで国民の健康で文化的な生活水準を維持するための重要な社会保障制度です。

とりわけ、生活保護を受けている方々は、老齢や傷病、障害が原因で保護を受けることとなる場合が多く、介護の分野が果たすべき役割は大きなものがあります。

また、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」は、中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように支援給付を実施しており、生活保護と同じく、介護の分野が果たすべき役割は大きいものです。

どうか、事業者の皆様には、この制度の趣旨をご理解をいただき、介護サービスを必要とする人々がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようご協力をお願いします。

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長

目 次

第 1	生活保護制度のあらまし	1
第 2	中国残留邦人等支援法による支援給付について	2
第 3	介護扶助等について	2
第 4	介護扶助等の申請から決定まで	3
1	介護扶助等の申請	3
2	介護扶助等の決定及び介護券の送付	4
第 5	介護の方針、介護の報酬	4
第 6	介護報酬の請求手続き	6
1	介護報酬の請求	6
2	介護給付費明細書の記入上の留意点	6
第 7	指定介護機関の義務	8
第 8	様式	11
第 9	関係機関一覧	22

第 1 生活保護制度のあらまし

1 生活保護制度

生活保護法は、憲法第 25 条の理念に基づいて国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とした制度です。

(1) 保護の種類

保護の種類は、生活扶助をはじめ教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭、介護の 8 つの扶助からなり、生活全般にわたっています。

(2) 制度の運営

この制度は、福祉事務所又は県民局（健康福祉事務所）（以下、「福祉事務所」と略す。）が取り扱い、福祉事務所長の責任において実施運営することとされています。

(3) 補足性の原理

年金や手当など活用すべき他法他施策の制度があれば、その制度を優先して活用します。

2 介護扶助

介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者及び要支援者に対して、介護保険の給付対象と同範囲のものを原則現物給付によって行います。

3 介護保険制度との違い

(1) 生活保護法による「指定介護機関」として指定された介護機関に、福祉事務所長が介護サービスを依頼します。

(2) 介護扶助受給者は、福祉事務所長が発行する「介護券」により介護サービスを受けます。

(3) 介護扶助の必要性については、「要介護認定結果」及び「介護サービス計画」に基づいて福祉事務所長が決定します。

第2 中国残留邦人等支援法による支援給付について

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために「中国残留邦人等支援法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）」により、永住帰国援護や中国残留邦人等に対する支援給付等が行われています。

支援給付のうち、医療については医療支援給付として、介護については介護支援給付として給付されることとなっていますが、この取扱いについては、基本的に生活保護法による医療扶助、介護扶助に準じた取扱いをすることとなっています。

第3 介護扶助等について

1 介護扶助等

- (1) 介護保険の被保険者で、生活保護及び中国残留邦人等支援法による支援給付を受給している者（以下「生活保護等受給者」という。）については、自己負担分（1割）と介護施設入所者の食事の標準負担分を、介護扶助及び介護支援給付（以下「介護扶助等」という。）として公費で負担します。
- (2) 介護保険の被保険者以外の者（40歳以上65歳未満）で生活保護等受給者については、介護サービスの費用全額を、介護扶助等として公費が負担します。

2 介護扶助及び介護支援給付と介護保険の関係

- (1) 生活保護等受給者も、65歳以上の者（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）は、介護保険の被保険者となります。この場合には、補足性の原理により保険給付が優先し、自己負担部分（食事の標準負担を含む）が介護扶助等の給付となります。
- (2) 40歳以上65歳未満の者で、医療保険未加入のため第2号被保険者となれない者については、介護扶助等で必要な介護サービスを給付します。
- (3) これ以外に、他の法令による給付がある場合には、介護保険又は介護扶助等との調整があります。

40歳～65歳未満の生活保護等受給者		65歳以上の生活保護等受給者
医療保険の被保険者	第2号被保険者 (自己負担1割を生活保護等から給付)	第1号被保険者 (自己負担1割を生活保護等から給付)
医療保険未加入者	介護保険の被保険者以外の者 (10割を生活保護等から給付) ※生活保護等受給者の大多数は、医療保険の未加入者(国民健康保険の適用除外となるため)であるので、介護保険の被保険者となりません。	

3 介護扶助等の方法

- (1) 介護扶助等の給付は、原則として現物給付の方法によります。
- (2) 介護扶助等を担当する指定介護機関は、厚生労働大臣、都道府県知事又は政令指定都市、中核市の市長が、介護保険法に規定する居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、施設サービス、居宅介護支援及び介護予防支援（地域包括支援センター）を行う者又は介護施設を指定します。
- (3) 現物給付の費用は、国民健康保険団体連合会へ請求します。

第4 介護扶助等の申請から決定まで

1 介護扶助等の申請

介護扶助等を受けようとする者は、福祉事務所長に対して申請をする必要があります。申請に係る添付書類は下記のとおりですが、被保護者及び被支援者（以下「被保護者等」という。）が介護サービスを受けようとする場合は、事前に福祉事務所に相談するよう指導しています。

(1) 申請に係る添付書類（被保険者から申請があった場合）

ア) 被保護者等が新たに要介護状態になった場合

被保護者等は保護の変更申請を行い、要介護認定の結果、サービス利用票（兼居宅介護サービス計画）、サービス利用票別表及び被保険者証を提出します。

イ) 既に保険給付を受けている者からの保護及び支援給付（以下「保護等」という。）の新規申請があった場合

(在宅)

申請書と同時に要介護認定結果、サービス利用票（兼居宅介護サービス計画）、サービス利用票別表及び被保険者証を提出します。

(介護保険施設入所者)

申請書と同時に要介護認定の結果及び被保険者証を提出します。

ウ) 要介護状態になると同時に保護等の新規申請があった場合

要介護認定結果、サービス利用票（兼居宅介護サービス計画）、サービス利用票別表及び被保険者証を提出します。（保護等申請時に要介護認定を行っていない場合は要介護認定を受け、介護サービス計画を作成するよう福祉事務所が指導します。）

(2) 申請に係る添付書類（被保険者以外の者から申請があった場合）

介護扶助等の決定上、要介護認定及び居宅介護サービス計画が必要なため、福祉事務所が、介護認定審査会に審査判定を委託し、指定介護支援事業者に居宅介護サービス計画の作成を依頼します。

2 介護扶助等の決定及び介護券の送付

福祉事務所は、要介護認定結果及び介護サービス計画に基づき、介護サービスを利用した場合の自己負担額（低所得者に適用される高額介護サービス費を除いた額が上限）で保護の要否判定を行います。

どの指定介護機関を何回利用するか等介護扶助等の程度を決定した後、介護券（介護扶助等の対象であること及び本人支払額を証する書類）を発行します。

ただし、福祉用具購入及び住宅改修の場合は介護券は発行されません。

第5 介護の方針、介護の報酬

介護扶助等の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によることとなっています。したがって、原則として介護保険と同範囲、同水準となります。

ただし、これによることのできないとき及びこれによることを相当としないときには、厚生労働大臣が別に定めるところによります。

なお、福祉用具購入の給付方針及び住宅改修の範囲は厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給にかかる規定（平成11年厚生省告示第94号・95号）によります。

(参考) 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の
規定による介護の方針及び介護の報酬

制定：平成12年4月19日 厚生省告示第214号

最終改正：平成24年3月29日 厚生労働省告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

第6 介護報酬の請求手続き

1 介護報酬の請求

- (1) 被保険者については、福祉事務所から交付された介護券に基づき介護機関手持ちの「介護給付費明細書」で公費併用として請求してください。
- (2) 被保険者以外の者については、福祉事務所から交付された介護券に基づき介護機関手持ちの「介護給付費明細書」で公費単独として請求してください。
- (3) 介護券については、居宅介護サービス計画に基づき福祉事務所から交付しますが、居宅療養管理指導については、居宅介護サービス計画に記載されないことから、介護券の交付を直接福祉事務所に請求してください。
- (4) いずれも兵庫県国民健康保険団体連合会へ提出してください。

2 介護給付費明細書の記入上の留意点

介護給付費明細書の記入要領は、介護保険に準じますが、特に次のことに留意してください。

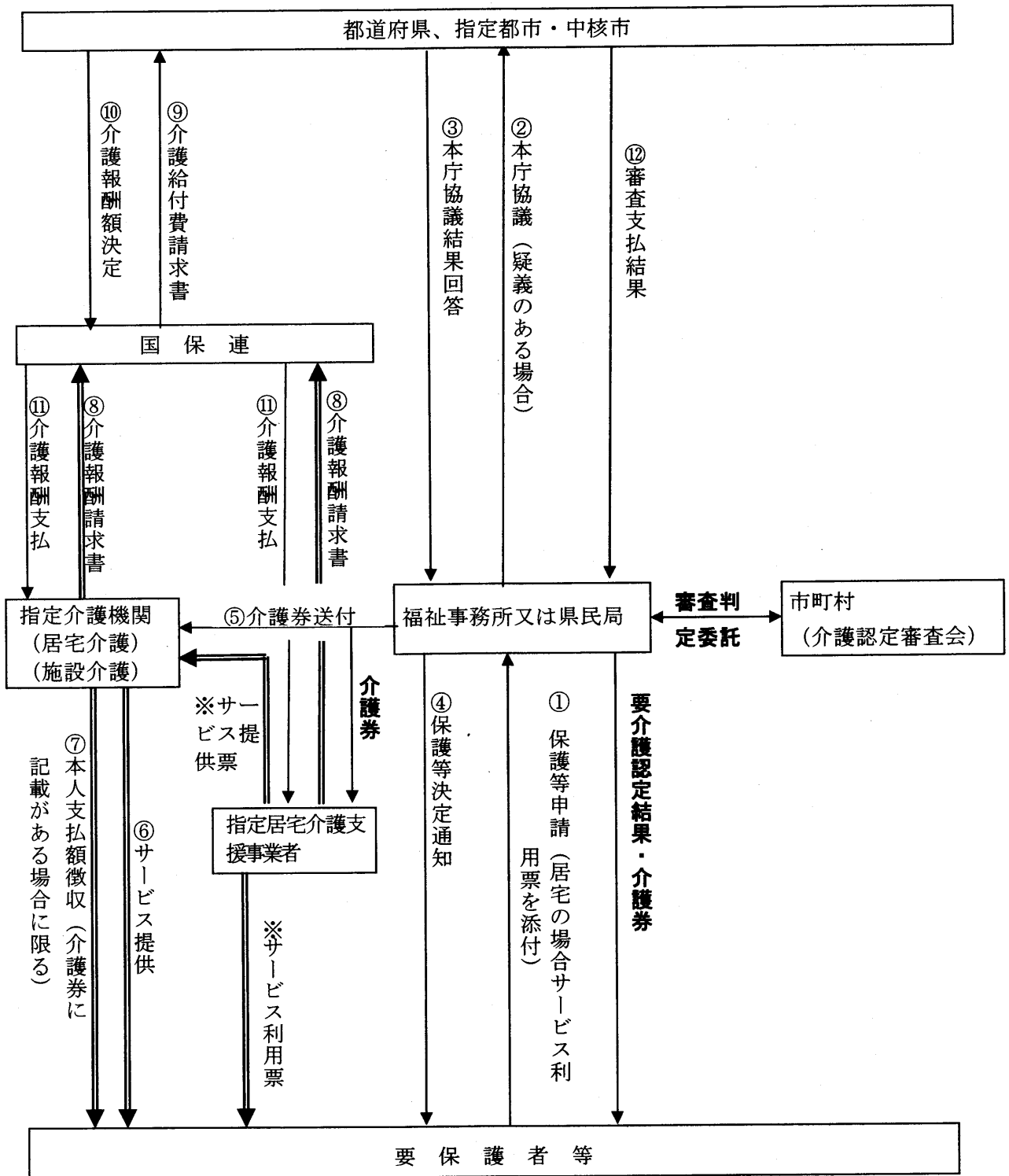
(1) 「被保険者番号」

被保険者以外の者の場合、介護券の「被保険者番号」欄のHから始まる10桁の番号を記入してください。

(2) 「本人支払額」

本人が直接窓口で支払う額ですから、請求額から必ず控除してください。

【参考】介護扶助等給付事務手続きの流れ



- (注) 1 ゴシック体は被保険者以外の者 (公費10/10負担) にかかる手続き
 2 ※は、介護保険上の仕組みであり、居宅介護の場合のみ送付される。
 3 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、介護サービス計画作成等の手続きが行われていることを前提としている。

第7 指定介護機関の義務

指定介護機関は、福祉事務所に代わって直接、被保護者等に介護サービスを行うこととなりますので、生活保護法等による保護等の趣旨を十分に理解いただき、次のことを守ってください。

(1) 介護担当

指定介護機関は、下記「指定介護機関介護担当規程」に従って、懇切丁寧に生活保護等受給者への介護を担当しなければなりません。

指定介護機関介護担当規程（生活保護分）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 指導等

指定介護機関は、生活保護等受給者の介護について知事の行う指導に従わなければならない。

(3) 届出

平成26年7月1日から改正生活保護法が施行され、指定介護機関の取扱いが変わりました。

① 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合

介護保険法の指定を受けたことをもって、指定介護機関の指定を受けたものとみなされますので、指定申請は不要です。(この場合、廃止の届出も必要ありませんが、それ以外の事項に関する届出(変更等)は必要になります。)

なお、介護保険法の指定を受ける際に、指定介護機関の指定の辞退を申し出た場合は、みなし指定はされません。(特別養護老人ホーム及び地域密着型介護老人福祉施設は、みなし指定の辞退はできません。)

指定介護機関のみなし指定を辞退した事業所が指定介護機関となるためには、改めて指定申請が必要です。

② 平成26年6月30日までに指定介護機関の指定を受けている場合

平成26年6月30日までに改正前の旧法により指定介護機関の指定を受けている場合は、改正法による指定を受けたものとして取扱われます。

ただし、平成26年6月30日までに介護保険法の指定は受けているが、改正前の旧法により指定介護機関の指定を受けていない場合で、生活保護受給者に介護サービスを提供する際には、指定申請が必要となります。

また、次のような、届出を要する事由が生じたときは、当該介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に届け出てください。(生活保護法施行規則第10条の2項、第14条及び第15条)

○指定介護機関の申請・届出事項

届出を要する事項	届出の種類					
	指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	その他
<p>○新たに生活保護法による指定を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月30日までに介護保険法による指定は受けているが生活保護法による指定を受けていない場合 ・平成26年7月1日以降に生活保護法による指定介護機関の指定を不要とする申し出をしたが、その後生活保護法による指定を受けようとする場合 <p>○既に生活保護法による指定を受けている介護機関が新たに別のサービスの指定を受けようとする場合</p>	○	○				
<p>○以下の事項に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護機関名称、所在地、住居表示の変更 ・開設者の氏名、生年月日、住所（開設者が法人の場合は法人名、住所、代表者、職名） ・管理者の氏名、生年月日、住所 			○			
<p>○事業自体を廃止する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護機関を廃止する場合 ・開設者が死亡した場合等 <p>○事業廃止を伴わないが、介護保険事業者番号が変わる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護機関の開設者が当該介護機関を他に譲渡又はその他の原因により別の開設者となる場合 ・市郡をまたがる移転をする場合（同市内の所在地の変更は変更届で可能） ・開設者が個人から法人、法人から個人又は別法人になる場合等 				○		
○指定介護機関（介護サービス）を休止する場合					○	
○平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可を受けた指定介護機関が、生活保護法による指定介護機関の指定を不要とする場合						別段の申出
○休止した指定介護機関（介護サービス）を再開した場合						再開届
○指定を辞退する場合（30日以上の予告期間を設けること）						辞退届
○処分を受けた場合						処分届

※ 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けている場合は、介護保険法の指定を受けたことをもって、指定介護機関の指定を受けたものとみなされますので、指定申請は不要です。（この場合、廃止の届出も必要ありませんが、それ以外の事項に関する届出(変更等)は必要になります。）